

和指第717号
令和6年1月16日
(2024年)

各介護職員処遇改善加算算定対象事業者様
各介護職員等特定処遇改善加算算定対象事業者様
各介護職員等ベースアップ等支援加算算定対象事業者様

和歌山市長 尾花正啓
(公印省略)

令和6年度の「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について（通知）

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省老健局老人保健課より令和6年1月11日付け事務連絡「令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について」の通知がありました。

令和6年度の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に係る届出について、例年どおりであれば、令和6年4月から各加算を算定する場合にあっては、令和6年2月末日までに届出書類をご提出いただく予定となっておりますが、令和6年度の計画書の提出期限については、令和6年4月又は5月から各加算を取得する場合は、令和6年4月15日となる予定です。

事業者のみなさまにおかれましては、令和6年度計画書の作成要領につき、今後、厚生労働省より通知があり次第、文書及びホームページにて、改めてご案内させていただきますので、その際は計画書の作成、届出等のご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する情報については、厚生労働省から通知があり次第、お知らせします。

また、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所には貴職から通知いただきますようよろしくお願いいたします。

添付書類

- ・令和6年1月11日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡
「令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について」

ご参考：指導監査課ホームページ

- ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算について（ページ番号：1027655）

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--

事務連絡
令和6年1月11日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、処遇改善計画書等の様式の見直しを検討しており、見直し後の様式については2月末日で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を算定する月の前々月の末日までに行うこととしていくところですが、
- ・ 令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

です。管内の介護サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

なお、6月以降は、処遇改善加算等を新加算に一本化する予定となっておりますので、それに関する届出等については追って連絡いたします。